**平成２１年（フ）第２１９０号**
北海道石狩郡当別町春日町371番地35
債務者　白鳥　範子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２０２号**
札幌市東区北20条東16丁目３番２―106号
債務者　安保　耐子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２１３号**
北海道千歳市豊里５丁目１番21号
債務者　福田　瑞惠
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２２６号**
札幌市西区二十四軒２条５丁目３番５号
パークフロント24―12号
債務者　堀井　基洋
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２２７号**
札幌市西区二十四軒２条５丁目３番５号
パークフロント24―12号
債務者　堀井　恭子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２４７号**
札幌市白石区栄通９丁目７番21号　M&Mハイツ105号
債務者　高橋　亜矢
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２５９号**
札幌市豊平区平岸２条１丁目３番１号　アップルハウス２Ｂ号
債務者　荒俣　克好
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２７３号**
北海道江別市東光町16番地の６　クレヨンハウス103号
債務者　尾崎　祐一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２７９号**
札幌市東区北43条東17丁目１番５―11号
債務者　川村　慈行
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２２８４号**
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番15号　ロイヤル宮の森208号
債務者　太田　竜介
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２３１７号**
札幌市南区南沢４条２丁目７番３号
債務者　鳥海　寛満
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２３７４号**
北海道恵庭市柏陽町３丁目10番地の３ルナコート柏陽Ⅳ Ｂ号
債務者　島田　伸吾
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２４００号**
札幌市手稲区前田９条12丁目２番25号
債務者　堀込　時雄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３０号**
青森県八戸市大字白銀町字中平13番地６
債務者　久保　和子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２１年（フ）第３１号**
青森県八戸市大字白銀町字中平13番地６、前住所青森県八戸市大字河原木字八太郎山官地陸上特借19―５―５
債務者　久保　栄子（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２１年（フ）第１６３号**
青森県八戸市根城１丁目10番３号　コーポ松風11号室、前住所青森県八戸市大字石手洗字梨子木平８番地４
債務者　大柳　道子（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２１年（フ）第１６７号**
青森県八戸市吹上５丁目４番65号　松屋荘13号、前住所青森県八戸市吹上３丁目７番46号
債務者　大沢　正男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係